

生駒市体育振興事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、本市の体育及びスポーツの振興を図るため、スポーツ振興事業に要する経費について、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、生駒市補助金等交付規則（平成20年10月生駒市規則第19号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の対象)

第2条 補助金の交付の対象となる事業は、体育振興に必要な次に掲げる事業（以下「補助事業」という。）とし、それぞれの補助対象事業、補助対象経費及び補助金の額は市長が別に定める。

- (1) 地区別体力づくり活動事業
- (2) 体育協会加盟競技団体等育成事業
- (3) スポーツ指導者養成事業
- (4) 総合型地域スポーツクラブ支援事業
- (5) スポーツ競技大会派遣事業

(地区別体力づくり活動事業等の申請交付手続)

第3条 前条第1号から第4号までの補助事業に係る補助金の交付を受けようとする者は、生駒市体育振興事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) その他市長が特に必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、生駒市体育振興事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

3 前項の補助金の交付の決定を受けた者は、当該事業が完了したときは、速やかに

生駒市補助金実績報告書（様式第3号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

- (1) 収支決算書
- (2) 領収書及び契約書の写し
- (3) その他市長が特に必要と認める書類

4 市長は、前項の規定による実績報告があったときは、その内容を審査し、適正と認めるときは、補助金の額を確定し、生駒市体育振興事業補助金確定通知書（様式第4号）により当該実績報告を行った者に通知するものとする。

（スポーツ競技大会派遣事業の申請交付手続）

第4条 第2条第5号の補助事業に係る補助金の交付を受けようとする者は、生駒市体育振興事業補助金交付申請書兼実績報告書（様式第5号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

- (1) 当該スポーツ競技大会等参加に係る関係書類
- (2) 収支決算書
- (3) 当該スポーツ競技大会等結果報告関係書類
- (4) その他市長が特に必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、額を確定した場合は、生駒市体育振興事業スポーツ競技大会派遣事業補助金交付決定兼確定通知書（様式第6号）により、交付申請者に通知するものとする。

（補助金の交付の請求）

第5条 第3条第4項及び前条第2項の規定による補助金の額の確定の通知を受けた者は、速やかに請求書により市長に請求しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、第2条第2号及び第4号補助金の決定の通知を受けた者は、当該事業の完了前に補助金の請求をすることができる。

(指示、監督及び検査)

第6条 市長は、補助金の交付を受けた者に対し、必要な指示をし、若しくは監督を行い、又は書類等の検査を行うことができる。

(補助金の返還)

第7条 市長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) この要綱又は生駒市補助金等交付規則に違反したとき。
- (2) 実施事業を変更し、又は中止し、若しくは廃止したとき。
- (3) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(施行の細目)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年12月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。